

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特許公報(B2)

(11) 特許番号

特許第3640774号

(P3640774)

(45) 発行日 平成17年4月20日(2005.4.20)

(24) 登録日 平成17年1月28日(2005.1.28)

(51) Int. Cl.⁷B 6 8 G 7/05
A 4 7 C 31/02

F I

B 6 8 G 7/05 B
A 4 7 C 31/02 H

請求項の数 8 (全 11 頁)

(21) 出願番号	特願平9-202599	(73) 特許権者	000133098
(22) 出願日	平成9年7月14日(1997.7.14)		株式会社タチエス
(65) 公開番号	特開平11-33247		東京都昭島市松原町3丁目3番7号
(43) 公開日	平成11年2月9日(1999.2.9)	(73) 特許権者	000006286
審査請求日	平成14年10月25日(2002.10.25)		三菱自動車工業株式会社
			東京都港区港南二丁目16番4号
		(74) 代理人	100086195
			弁理士 粟科 孝雄
		(72) 発明者	高木 茂夫
			東京都昭島市松原町3丁目2番12号 株
			式会社タチエス内
		(72) 発明者	竹内 博三
			東京都昭島市松原町3丁目2番12号 株
			式会社タチエス内

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 シートバックのトリムカバー吊り込み構造

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

シートバックフレームの回りにシートパッドを配置してなるシートバック本体の周面を略袋状のトリムカバーで覆い、その背裏の所定箇所をシートバック本体に対して部分的に吊り込んで係止したシートバックであり、

前記シートバック本体の前面方向に立設された周壁を少なくとも上下に有する、左右方向に延びた壁付きスリットの設けられた係止プレートが、前記シートバック本体の背裏の吊り込み位置に少なくとも壁付きスリットの開口を整列、露出可能に、上記シートバックフレームの左右サイド間に架設、固定され、

外圧による強制的、かつ弾力的な縮幅のもとで前記壁付きスリットに開口から挿入でき、その挿入後における形状復元によって壁付きスリットの少なくとも上下いずれかの周壁の末端に離脱不能に係合するフック片を一体に有したフックプレートが、壁付きスリットに整列可能な位置でトリムカバーの背裏の内面に固着されるとともに、

前記壁付きスリットへの前記フックプレートの挿入の際のガイドとなる、前記フック片の係合可能な高さの段差が、壁付きスリットの開口の上端、下端間に設けられたことを特徴とするシートバックのトリムカバー吊り込み構造。

【請求項2】

シートバックフレームの回りにシートパッドを配置してなるシートバック本体の周面を、着座面サイドでの接着を伴って配設された略袋状のトリムカバーで覆い、その背裏の所定箇所をシートバック本体に対して部分的に吊り込んで係止した接着成形シートとしてな

10

20

るシートバックであり、

前記シートバック本体の前面方向に立設された周壁を少なくとも上下に有する、左右方向に延びた壁付きスリットの設けられた係止プレートが、前記シートバック本体の背裏の吊り込み位置に少なくとも壁付きスリットの開口を整理、露出可能に、上記シートバックフレームの左右サイド間に架設、固定され、

外圧による強制的、かつ弾性的な縮幅のもとで前記壁付きスリットに開口から挿入でき、その挿入後における形状復元によって壁付きスリットの少なくとも上下いずれかの周壁の端末に離脱不能に係合するフック片を一体に有したフックプレートが、壁付きスリットに整理可能な位置でトリムカバーの背裏の内面に固着されるとともに、

前記壁付きスリットへの前記フックプレートの挿入の際のガイドとなる、前記フック片の係合可能な高さの段差が、壁付きスリットの開口の上端、下端間に設けられたことを特徴とするシートバックのトリムカバー吊り込み構造。

10

【請求項 3】

係止プレートが、縦断面略逆台形状の左右方向に延びた凹部をシートバック本体の背裏サイドの面に有して形成され、壁付きスリットを、この凹部の底面で、底面の上下に位置するいずれかの側面に連続して設けることによって、壁付きスリットの開口の上端、下端間に段差を形成した請求項 1 または 2 記載のシートバックのトリムカバー吊り込み構造。

【請求項 4】

係止プレートが、縦断面略逆三角形形状の左右方向に延びた凹部をシートバック本体の背裏サイドの面に有して形成され、壁付きスリットを、この凹部の頂点部分で、上下のいずれかの側面に連続して設けることによって、壁付きスリットの開口の上端、下端間に段差を形成した請求項 1 または 2 記載のシートバックのトリムカバー吊り込み構造。

20

【請求項 5】

壁付きスリットから下方をシートバック本体の背裏の吊り込み位置に整理、露出させて、係止プレートをシートバック本体に配設するとともに、壁付きスリットの開口の下端をその上端よりシートバック本体の前面サイドに位置させた請求項 1 ないし 4 のいずれか記載のシートバックのトリムカバー吊り込み構造。

【請求項 6】

フックプレートが、外圧の作用のもとで縮幅方向に弾性変形可能なフック片を一端に有する側面略 J 形状に合成樹脂材料から成形された請求項 1 ないし 5 のいずれか記載のシートバックのトリムカバー吊り込み構造。

30

【請求項 7】

シートバックフレームの回りにシートパッドを配置してなるシートバック本体の周面を略袋状のトリムカバーで覆い、その背裏の所定箇所をシートバック本体に対して部分的に吊り込んで係止したシートバックにおいて、

フック片を一体に有したフックプレートが、前記トリムカバーの背裏の内面に固着されるとともに、前記シートバックフレームに固定された係止プレートに、このフックプレートのフック片の挿入、係合可能なスリットが設けられ、

前記シートパッドの弾性力に抗して前記フックプレートのフック片を前記スリット内に押し込むことにより、この両者間が係合されることを特徴としたシートバックのトリムカバー吊り込み構造。

40

【請求項 8】

前記係止プレートに設けられたスリットの下方を、前記フックプレートの押し込み方向前方に窪ませた請求項 7 記載のシートバックのトリムカバー吊り込み構造。

【発明の詳細な説明】

【0001】

【発明の属する技術分野】

この発明は、シートバックのトリムカバーを、その背裏において部分的に吊り込んで係止するシートバックのトリムカバー吊り込み構造に関する。

【0002】

50

【従来の技術】

たとえば、乗用車等の車両用シートのシートバックにおいては、通常、シートバックフレームの回りの所定位置に弾性体としてなるシートパッドを配置して、対応形状のシートバック本体が形成される。そして、このシートバック本体を、表皮等からなるトリムカバーで被覆することによって、着座者の上体を背後から弾性的に支持可能なシートバックが形成されている。

【0003】

このようなシートバックのトリムカバーとして、たとえば、下端等の一端に開口を有する略袋状の構成が一般的に知られ、その開口からのシートバック本体の挿入、つまりはシートバック本体の上方からの被装によって、トリムカバーによるシートバック本体の被覆が可能となっている。

10

【0004】

ところで、乗用車のフロントシートとして装着されるシートのシートバック等においては、当該シートの後部とその後列シートの前部との間に、後列シート着座者のためのレッグスペース（ニースペースともいう）を十分に確保する必要性のあることから、シートバックの背面、つまり背裏の当該部分を前方に薄くした構成が一般的となっている。このような構成においては、シートバックの背裏上部が他の部分、つまりレッグスペース部分より後方に厚いため、レッグスペース部分におけるトリムカバーのたわみが生じやすくなり、これに伴う外観品質の低下を招く虞れがある。

【0005】

20

そこで、トリムカバーの背裏をシートバック本体への吊り込みのもとで部分的に係止して、レッグスペースの確保、およびトリムカバーのたわみ等の防止をはかる構成が、実開平07-012000号公報において開示されている。このような構成によれば、トリムカバーの背裏が、レッグスペース部分において適切に張設されるため、後列シート着座者のレッグスペースが容易に確保できるとともに、レッグスペース部分におけるトリムカバーのたわみが防止できる。

【0006】**【発明が解決しようとする課題】**

上記実開平07-012000号公報に開示の公知の構成においては、トリムカバーの内面に固着されたりテーナを、シートバックフレームのトリムワイヤに対し、ホグリング等で連結、係止することによって、トリムカバーの対応箇所の吊り込みが可能となっている。

30

【0007】

しかし、トリムカバーが略袋状であるため、その内部におけるホグリングの止め作業は、作業者に手探りでの作業を強いることになる。そのため、この公知の構成においては、作業性の低下が避けられない。

【0008】

そして、このような手探りのもとでのホグリングの止め作業は、作業者の作業勘に頼るところが大きいため、作業者の熟練度により、作業性および作業の确实性に差異が生じやすい。

【0009】

40

また、ホグリングによる止め作業は、ホグリングのための専用設備、たとえばホグリング等の専用工具や圧搾空気を供給するための装置等が必要となるため、設備投資の増大化、および作業の煩雑化が避けられない。

【0010】

ところで、シートバック本体とトリムカバーとをその着座面間で接着した、いわゆる接着成形シートが、シートバックの一構成として知られている。この種の接着成形シートにおいては、着座面サイドでの吊り込み、係止が不要となるため、この部分において、ホグリングは省略される。しかし、公知の構成においては、背裏における吊り込みにホグリングを使用するため、シートバックにおけるホグリングレス化が容易にはかられない。

【0011】

50

この発明は、トリムカバー内部での手探り作業を省略するとともに、シートバックにおけるホグリングレス化を可能としたシートバックのトリムカバー吊り込み構造の提供を目的としている。

【0012】

【課題を解決するための手段】

この目的を達成するために、この発明によれば、シートバック本体の前面方向に立設した周壁を少なくとも上下端に有する、左右方向に延びた壁付きスリットの設けられた係止プレートが、シートバック本体の背裏の吊り込み位置に少なくとも壁付きスリットの開口を整列、露出可能に、シートバックフレームの左右サイド間に架設、固定されている。

【0013】

そして、外圧による強制的、かつ弾性的な縮幅のもとで壁付きスリットに開口から挿入でき、その挿入後における形状復元によって壁付きスリットの少なくとも上下いずれかの周壁の端部に離脱不能に係合するフック片を一体に有したフックプレートが、壁付きスリットに整列可能な位置でトリムカバーの背裏の内面に固着されるとともに、壁付きスリットへのフックプレートの挿入の際のガイドとなる、フック片の係合可能な高さの段差が、壁付きスリットの開口の上端、下端間に設けられている。

【0014】

【発明の実施の形態】

以下、図面を参照しながらこの発明の実施の形態について詳細に説明する。

【0015】

図1、図2に示すように、この発明に係るシートバックのトリムカバー吊り込み構造10においては、スリット、たとえば壁付きスリット12の設けられた係止プレート14が、シートバックフレーム16の左右サイド間での架設、固定によってシートバック本体18に配設されるとともに、この係止プレートの壁付きスリットに挿入、係止可能なフックプレート20が、シートバック本体の周面を被覆するトリムカバー22の背裏の内面に固着されている。

【0016】

図2を見るとわかるように、シートバック本体18は、略矩形状に組み立てられたシートバックフレーム16の回りの所定位置に、弾性体としてなるシートパッド24を配置して形成されている。そして、図3に示すように、このシートバック本体18を、一端(下端)の開口した略袋状のトリムカバー22で覆って、たとえば、乗用車のフロントシートとして装着されるシート26のシートバック28が形成されている。

【0017】

ところで、このシートバック28は、その背面、つまり背裏を前方に部分的に薄くした形態となっている。この前方に薄いシートバック28の背裏の部分、つまり図3に示す範囲aは、シート26の後部とその後列シート(図示しない)の前部との間に、後列シート着座者のためのレッグスペース(ニースペースともいう)を確保するためのものであり、その上部の後方に厚い部分(範囲b)とこの範囲aとの境界で、トリムカバー22の背裏がシートバック本体18に対して部分的に吊り込まれている。

【0018】

そして、この発明においては、シートバック本体18に設けられた係止プレート14へのフックプレート20の係止によって、トリムカバー22の背裏の対応部分をシートバック本体に対して吊り込み可能としている。

【0019】

図1に加えて図4を見るとわかるように、フックプレート20は、外圧の作用のもとで強制的、かつ弾性的に縮幅可能なフック片20aを一端(先端)に一体に有する側面略J形状に、合成樹脂材料等から成形され、トリムカバー22の内面の対応箇所、つまりトリムカバーの吊り込み位置における、この一端に対する後端の縫合等により、フックプレートはトリムカバーの背裏の内面に固着されている。

【0020】

そして、壁付きスリット12が、開口からのこのフックプレートのフック片20aの挿入、係

10

20

30

40

50

合を保障可能とするスリット幅を有して、係止プレート14に設けられている。壁付きスリット12は、シートバック28の着座面、つまりはシートバック本体18の前面方向（図中左方）に立設された周壁12a-U、12a-Lをその上下にそれぞれ有する形態として形成されている。

【0021】

ここで、この発明の実施の形態においては、係止プレート14が、縦断面略逆台形状で左右方向に延びた凹部30を、シートバック本体18の背裏サイドの面、つまり図中右サイドの面に有して形成され、この凹部の底面30aで、底面の上下に位置するいずれかの側面、たとえば上方の側面に連続して、壁付きスリット12が設けられている。なお、この形態においては、凹部30の上方の側面が、壁付きスリット12の上方の周壁、つまり上壁12a-Uとして、シートバック本体18の前面方向に立設され、底面30aからの折曲片として、壁付きスリット12の下方の周縁、つまり下壁12a-Lが形成されている。

10

【0022】

このような構成においては、壁付きスリット12の開口の上端12b-U、下端12b-L間に、凹部30の深さに応じた段差L1が形成される。そして、この段差L1は、フックプレートのフック片20aの係合可能な高さとして予め設定され、これにより、この段差が、フックプレート20を壁付きスリット12の開口に挿入する際のガイドとして機能可能となっている。

【0023】

なお、図1に示すように、係止プレート14は、シートバック本体18における範囲aと範囲bとの境界線32、つまりトリムカバー22の吊り込み位置に壁付きスリット12をほぼ整列させて配置され、たとえば、壁付きスリットより下方を背裏方向に露出させた状態で、シートバック本体18に配設されている。

20

【0024】

ここで、フックプレートのフック片20aの通常時の外幅T1は、壁付きスリット12のスリット幅T2より幅広に形成される。そして、このフック片20aは、外圧の作用、たとえば、壁付きスリット12への挿入に起因する弾性的な縮幅によって、その外幅T1をスリット幅T2より幅狭とするように形成されている。

【0025】

この構成のトリムカバー吊り込み構造10においては、図4に示すように、まず、作業者が、フックプレート20を略袋状のトリムカバー22の背裏の外方から摘んで略水平状に立て、フック片20aを先頭にして、フックプレートを係止プレート14に押し当てる。このとき、図1、図4に示すように、この発明においては、壁付きスリット12の開口の上端12b-Uと下端12b-Lとの間に、フック片20aの係合可能な段差L1が形成されているため、開口の上端、ひいては壁付きスリットの上壁12a-Uにフック片を係合させるように、フックプレート20を上下動させれば、壁付きスリットの位置を容易に探り当てることができる。

30

【0026】

そして、壁付きスリット12の上壁12a-Uとの当接位置で、フックプレート20を、シートパッド24の圧縮を伴いながら押し込めば、フックプレートのフック片20aが上壁に沿って進入し、その弾性的な縮幅のもとで壁付きスリット12に挿通される。その後、フック片20aが壁付きスリット12を通過して、縮幅方向への押力（外力）がフック片から解除されれば、図1、図4に示すような、フック片の弾性的な形状復元に伴う、壁付きスリットの上壁12a-U、下壁12a-Lの末端のいずれか（図中では上壁）へのフック片の係合により、フックプレート20が係止プレート14に脱落不能に係止されるため、シートバック本体18の背裏に、トリムカバー22の対応部分が吊り込み、保持される。

40

【0027】

なお、壁付きスリット12へのフックプレート20の挿入の際においては、シートパッド24の押圧を伴うため、フックプレートの押し込みに起因するこの押圧を解除することにより、トリムカバー22はシートパッドの形状復元のもとでフックプレートを伴って引っ張られ、これによって、フックプレートのフック片20aは壁付きスリットの上壁12a-U、下壁12a-Lの末端に、自動的、かつ強固に係合される。

50

【0028】

上記のように、この発明のシートバックのトリムカバー吊り込み構造10においては、フックプレート20を、略袋状のトリムカバー22の背裏外方から、係止プレートの壁付きスリット12(スリット)に挿入、係止すれば足りるため、トリムカバーの吊り込み作業の際における、トリムカバー内での手探り作業が不要となる。

【0029】

つまり、作業者の熟練度に関係なくトリムカバー22の吊り込み作業が容易、かつ確実に進めるため、トリムカバーの吊り込みの際の作業性、および作業の確実性が向上する。

【0030】

そして、トリムカバー22の吊り込み作業が、トリムカバーの背裏外方からのフックプレート20の押し込みのもとで行えるため、吊り込み作業自体が極めて簡単、容易となる。そのため、トリムカバー22の吊り込みを伴うシートバック28の量産化が十分に可能となる。

【0031】

更に、壁付きスリット12の設けられた係止プレート14をシートバックフレーム16の左右サイド間に架設、固定するとともに、トリムカバー22の対応する内面に、フックプレート20を固着すれば足りるため、シートバック28の量産化を可能とするトリムカバー吊り込み構造10が、構成の複雑化を伴うことなく容易に確保できる。

【0032】

なお、この発明の実施の形態においては、フックプレートのフック片20aを壁付きスリットの上壁12a-Uに係合させる構成を例示しているが、これに限定されず、たとえば、フック片をフックプレートの下方に設ければ、フック片が壁付きスリットの下壁12a-Lに係合されることはいうまでもない。

【0033】

ところで、車両用シートシートバックにおいては、その前面、つまり着座面の中央部分(かがみ部)とその側部(がくぶち部)とを、吊り込みワイヤ等を利用した吊り込みによって区分することが多く、この場合、吊り込みワイヤ等は、通常、ホグリングによってシートバック本体内の埋め込みワイヤ等に係止される。しかし、ホグリングによる係止作業は、専用工具、専用設備等を要するため、好ましくない。

【0034】

そこで、着座面サイドでの接着を伴って、シートバック本体を略袋状のトリムカバーで覆った、いわゆる接着成形シートが知られている。このような接着成形シートにおいては、シートバックの着座面サイドにおけるトリムカバーの吊り込みが不要となるため、着座面サイドでのホグリングレス化が可能となっている。そして、この接着成形シートに、この発明のトリムカバー吊り込み構造10を利用することにより、着座面サイドに加えた、シートバックの背裏におけるホグリングレス化が可能となる。

【0035】

つまり、接着成形シートにおいてこの発明を構成すれば、シートバック28のホグリングレス化が容易にはかれる。従って、ホグリングのための専用工具、専用設備等を設けることなく、シートバック28の組み立てが可能となるため、シートバックの組み立ての際の作業性、作業の確実性が向上し、シートバックの量産化の際における生産効率が確実に改善される。

【0036】

ここで、この発明の実施の形態においては、壁付きスリット12を、縦断面略逆台形状の凹部の底面30aで底面の上方の側面に連続して設けているが、壁付きスリットの開口の上端12b-U、下端12b-L間に段差が形成されれば足りるため、これとは逆に、凹部の底面で底面の下方の側面に連続させて、壁付きスリットを設けてもよい。

【0037】

なお、この場合においては、凹部30の下方の側面が、壁付きスリット12の下壁12a-Lとして、シートバック本体18の前面方向に立設され、底面30aからの折曲片として、壁付きスリットの上壁12a-Uが立設される。そして、この構成では、この凹部30の全体が、シート

10

20

30

40

50

バック本体18の背裏に露出して設けられる。

【0038】

しかしながら、この、凹部の底面30aで底面の下方の側面に連続させて、壁付きスリット12を設ける構成において、凹部30、およびこれによりなる壁付きスリットの開口の上端12b-U、下端12b-L間の段差を利用したフックプレート20の挿入を確保するためには、凹部の全体をシートバック本体18の背裏に露出して設ける必要があるため、壁付きスリットがシートバック28の範囲aと範囲bとの間の境界線32から下方にずれる虞れがある。

【0039】

これに対し、凹部の底面30aで底面の上方の側面に連続させて、壁付きスリット12を設ければ、壁付きスリットは、常に底面の上端部分に位置するため、シートバック28の範囲aと範囲bとの間の境界線32から壁付きスリットをずらすことなく、凹部30、およびこれによりなる壁付きスリットの開口の上端12b-U、下端12b-L間の段差を利用したフックプレート20の挿入が確保できるため、作業性が一層向上するばかりでなく、外観形状の向上という点から見た、より効果的な吊り込みが容易に得られる。

10

【0040】

また、この発明の実施の形態においては、底面30aを有する縦断面略逆台形状の凹部を、凹部30として係止プレート14に設けているが、壁付きスリット12の開口の上端12b-U、下端12b-L間に段差L1を形成可能であれば足りるため、これに限定されず、たとえば、図5に示すような、底面を有しない縦断面略逆三角形形状の凹部を、凹部として係止プレートに形成し、この上下の側面間の頂点部分に、壁付きスリットを設ける構成としてもよい。

20

【0041】

図5においては、縦断面略逆三角形形状の凹部の上方の側面が、壁付きスリット12の上壁12a-Uとして機能可能であり、その下方の側面の折曲片として、壁付きスリットの下壁12a-Lが形成されている。

【0042】

更に、壁付きスリット12の開口の上端12b-U、下端12b-L間に段差L1を形成すれば足りるため、凹部30の形成に限定されず、図6に示すように、たとえば、壁付きスリットを挟んだ係止プレートの上片14a、下片14bを対応する高さの段違い位置に予め形成し、この上片、下片に開口の上端、下端を位置させることによって、開口の上端、下端間に段差を設けてもよい。

30

【0043】

しかしながら、凹部30を係止プレート14に設け、この凹部に連続する形態として壁付きスリットを形成すれば、この凹部によって、壁付きスリットの位置が明確化でき、トリムカバー22の背裏の外方におけるフックプレート20の挿入作業が一層容易となる。そして、この凹部30の形成によって、係止プレート14の補強が同時に得られるため、構成の複雑化を伴うことなく、係止プレートの変形等の防止がはかれる。

【0044】

また、この発明の実施の形態においては、フックプレート20を側面略J形状として具体化しているが、フックプレート20は、外圧の作用もとで弾性的に縮幅可能、かつ形状復元により壁付きスリットの上壁12a-U、下壁12a-Lの末端に係合可能な形状のフック片20aを一端(先端)に一体に有すれば足りるため、この側面略J形状に限定されず、たとえば、側面略形状、あるいは側面略形状等に、フックプレートを形成してもよい。

40

【0045】

しかしながら、フックプレート20を側面略J形状とすれば、フック片20aの外幅、ひいてはフックプレートの全体的な外観厚が抑制できるため、フックプレートの大型化、および壁付きスリット12のスリット幅の拡大化が防止できる。従って、トリムカバー22の吊り込み後における、シートバック28の外観品質の向上が、この点からも容易に確保できる。

【0046】

なお、この発明のシートバックのトリムカバー吊り込み構造においては、乗用車のフロントシートとして装着されるシートのシートバックを例示しているが、トリムカバーの背裏

50

の吊り込みを要するシートバックであれば足りるため、これに限定されず、たとえば、バス等の他の自動車のシート、および電車、飛行機、船舶等のシート、あるいは映画館、劇場等のシートに、この発明を応用してもよい。

【0047】

上述した発明の実施の形態は、この発明を説明するためのものであり、この発明を何等限定するものでなく、この発明の技術範囲内で変形、改造等の施されたものも全てこの発明に包含されることはいうまでもない。

【0048】

【発明の効果】

上記のように、この発明に係るシートバックのトリムカバー吊り込み構造によれば、フックプレートを、略袋状のトリムカバーの背裏外方から、係止プレートのスリット、具体的には壁付きスリットに挿入、係止すれば足りるため、トリムカバーの吊り込み作業の際における、トリムカバー内での手探り作業が不要となる。

10

【0049】

従って、作業者の熟練度に関係なくトリムカバーの吊り込み作業が容易、かつ確実に、かつ確実に、トリムカバーの吊り込みの際の作業性、および作業の確実性が向上するとともに、吊り込み作業自体が極めて簡単、容易となり、トリムカバーの吊り込みを伴うシートバックの量産化が十分に可能となる。

【0050】

そして、壁付きスリットの設けられた係止プレートをシートバックフレームの左右サイド間に架設、固定するとともに、トリムカバーの対応する内面に、フックプレートを固着すれば足りるため、シートバックの量産化を可能とするトリムカバー吊り込み構造が、構成の複雑化を伴うことなく容易に確保できる。

20

【0051】

また、着座面サイドでの接着を伴って、シートバック本体を略袋状のトリムカバーで覆った、いわゆる接着成形シートにおいてこの発明を構成すれば、着座面サイドに加えた、シートバックの背裏におけるホグリングレス化が可能となるため、シートバックの組み立ての際の作業性、作業の確実性が向上し、シートバックの量産化の際における生産効率が確実に改善される。

【0052】

そして、底面を有する略逆台形状凹部、あるいはスリットの下方をフックプレートの押し込み方向前方に窪ませた略逆三角形凹部を、凹部として係止プレートに設ければ、壁付きスリット（スリット）の位置の明確化がはかれるばかりでなく、凹部によって、係止プレートが補強されるため、構成の複雑化を伴うことなく、係止プレートの変形等の防止がはかれる。

30

【0053】

更に、壁付きスリットの開口の下端をその上端よりシートバック本体の前面サイドに位置させて開口の段差を形成すれば、壁付きスリットの開口の段差を利用したフックプレートの挿入が円滑、容易に得られるため、作業性が一層向上するばかりでなく、外観形状の向上という点から見た、より効果的な吊り込みが容易に得られる。

40

【0054】

また、フックプレートを側面略J形状とすれば、フック片の外幅、ひいてはフックプレートの全体的な外観厚が抑制できるため、フックプレートの大型化、および壁付きスリットのスリット幅の拡大化が防止できる。従って、トリムカバーの吊り込み後における、シートバックの外観品質の向上が、この点からも容易に確保できる。

【図面の簡単な説明】

【図1】この発明に係るシートバックのトリムカバー吊り込み構造の概略縦断面図である。

【図2】後方（背裏サイド）から見た、シートバック本体の概略斜視図である。

【図3】後方（背裏サイド）から見た、シートの概略斜視図である。

50

【図4】シートバックのトリムカバー吊り込み構造の一部破断の概略分解断面図である。

【図5】一変形例を示す、シートバックのトリムカバー吊り込み構造の図1に類似した概略縦断面図である。

【図6】他の変形例を示す、シートバックのトリムカバー吊り込み構造の図1に類似した概略縦断面図である。

【符号の説明】

10 シートバックのトリムカバー吊り込み構造

12 壁付きスリット

12a-U、12a-L 壁付きスリットの周縁の上壁、下壁

12b-U、12b-L 壁付きスリットの開口の上端、下端

14 係止プレート

16 シートバックフレーム

18 シートバック本体

20 フックプレート

20a フック片

22 トリムカバー

28 シートバック

30 凹部

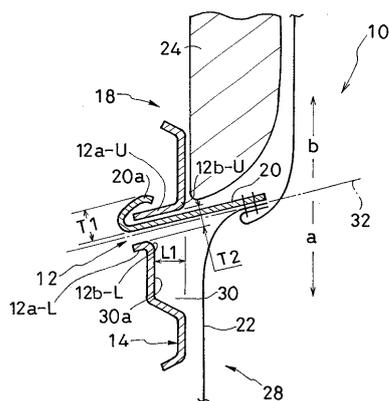
30a 凹部の底面

32 境界線（吊り込み位置）

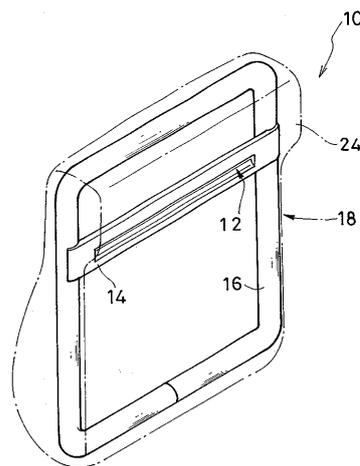
10

20

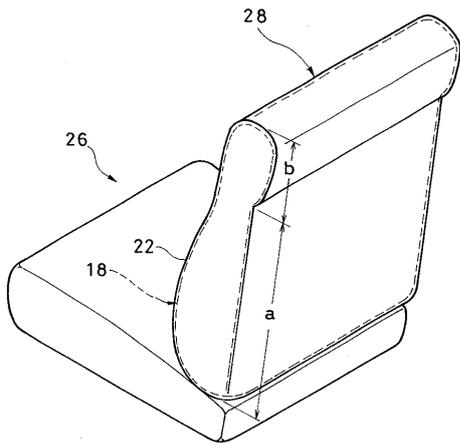
【図1】



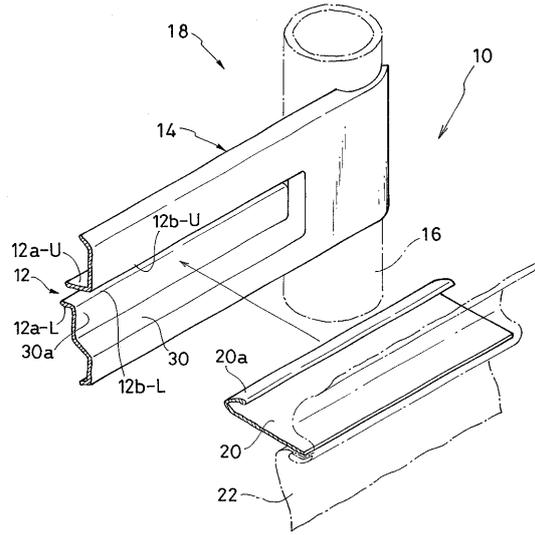
【図2】



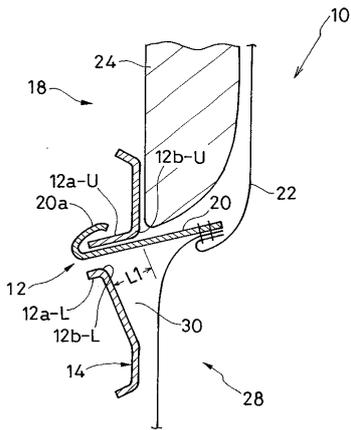
【 図 3 】



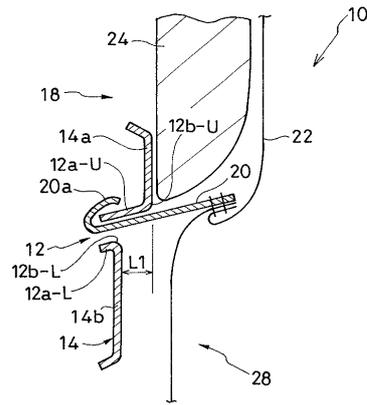
【 図 4 】



【 図 5 】



【 図 6 】



フロントページの続き

審査官 宮崎 敏長

(56)参考文献 実開平02 - 125699 (JP, U)

(58)調査した分野(Int.Cl.⁷, DB名)

B68G 1/00 - B68G 15/00

A47C 31/02